

**川崎市建築物における
駐車施設の附置等に関する条例
関係資料集**

令和4年4月

川崎市まちづくり局交通政策室

目 次

ページ

駐車施設附置義務条例の附置基準等について	1
条例対象の判定	1
手続きの流れ	3
附置義務台数の算定	3
駐車施設の完了検査	9
提出書類	10
駐車施設等に関する手続き一覧	11
駐車施設の構造等について	12
届出様式	14
川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	32
川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則	45
川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準	50

改正沿革

改正日付	改正内容
令和 4 年 4 月 1 日施行	隔地駐車場の規定について改正
平成 30 年 11 月 1 日施行	商業地域等における附置義務の基準の緩和等について改正
平成 30 年 4 月 1 日施行	田園住居地域の規定について改正
平成 27 年 4 月 1 日施行	荷さばきの用に供することができる場所について改正
平成 22 年 4 月 1 日施行	荷さばき用駐車施設の附置について改正
平成 20 年 4 月 1 日施行	特定自動二輪車用駐車施設の附置について改正

駐車施設附置義務条例の附置基準等について

「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の内容については、本資料に掲載のほか、附置義務台数の自動計算表や条例対象かどうかの判別フローなど各種様式を川崎市のホームページ上に掲載していますので御利用ください。

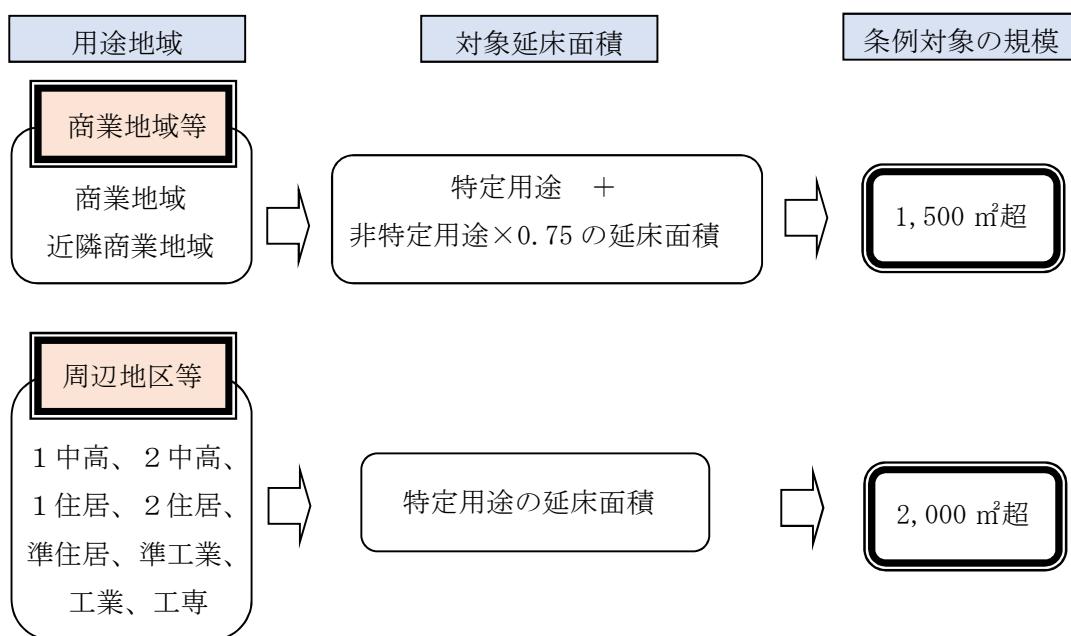
URL : <https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-2-7-1-0-0-0-0-0.html>

【川崎市ホームページ上で
「駐車施設の設置に関する協議及び指導」と検索。
もしくは、右のQRコードからアクセス】



1 条例対象の判定

次のフローにより、条例の対象か否か判定してください。
(特定用途・非特定用途の別については、次ページを参照ください。)



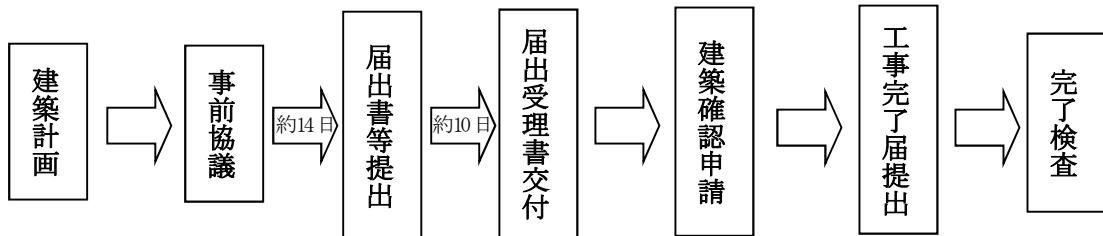
注 1 建築物の床面積は、自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分（車路を含む）を除きます。

建築物用途の区分表

	条例上の算定区分	駐車場法施行令 18 条	具体例・類する用途等の一例
特 定 用 途	百貨店その他の店舗	百貨店その他の店舗	百貨店、コンビニ、本屋、ホームセンター、スーパー、ドラッグストア、薬局、ペットショップ、雑貨店、衣類販売店、家電販売店、美容院、クリーニング店、ネイルサロン、エステ、インターネットカフェ、漫画喫茶、商業施設等の用途未定のテナント
	事務所	事務所	事務所、研究所、銀行、官公庁の庁舎、郵便局
	倉庫	倉庫	倉庫、ラック式倉庫、配送センター
	その他の特定用途	劇場、映画館、演芸場、観覧場	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ライブハウス
		放送用スタジオ	放送用スタジオ
		公会堂、集会場、展示場	公会堂、集会場、展示場、動物園、植物園、水族館、モデルルーム
		結婚式場、斎場	結婚式場、斎場
		旅館、ホテル	旅館、ホテル
		飲食店	飲食店、レストラン、食堂、喫茶店
		料理店、待合、キャバレー、 カフェー、ナイトクラブ、バー	料理店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
		舞踏場、遊戯場、ボーリング場	舞踏場、遊戯場、ボーリング場、ダンスホール、スーパー銭湯、スケート場、プール、ゴルフ練習場、バッティングセンター、パチンコ店、場外車券売り場、カラオケボックス、ゲームセンター
		体育館	体育館、スポーツクラブ、スイミングクラブ
		病院	病院、老人保健施設で 20 床以上
		卸売市場	卸売市場
		工場	工場、機械等製作工場、鉄工所、食品工場
非 特 定 用 途	共同住宅		共同住宅、寄宿舎、長屋、下宿、ウィークリーマンション、マンスリーマンション
	共同住宅以外		大学、専門学校、予備校、学習塾、保育園、幼稚園、児童相談所、図書館、博物館、美術館、神社、寺院、教会、自動車教習所、老人福祉施設（デイサービス、老人ホーム等）社会福祉施設、診療所（ただし同一のビル等の中に複数の診療所が設置される場合は病院として取り扱う場合有り。）、火葬場、ごみ焼却場、危険物の貯蔵場、駅舎

2 手続きの流れ

川崎市内において、建築物の新築、増築、大規模の修繕等を行う際に、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の対象となる建築物については、駐車施設の附置が必要となります。また、建築確認申請の前に本条例による届出が必要となり、駐車施設の完了検査も建築物の完了検査前に実施することが必要となります。



3 附置義務台数の算定

(1) 附置義務単位床面積等（条例第4条第2・4項、条例第6条の3、条例第6条の4）

条例の対象建築物は、建築物の用途と位置する区域により、それぞれ次の表に示す単位床面積等で延べ面積を除して附置義務駐車台数を算定（小数点以下切上げ）します。

なお、特定自動車用・荷さばき自動車用・特定自動二輪車用の各駐車施設の算定にあたっては、一部緩和措置の規定も適用されるため、詳細については後述する「(4) 緩和措置」のページを参照ください。

※特…特定用途、非…非特定用途

	特定自動車用		荷さばき自動車用		特定自動二輪車用	
	商業・近商	周辺地区等	商業・近商	周辺地区等	商業・近商	周辺地区等
百貨店その他店舗	300 m ² /台		2,500 m ² /台		3,000 m ² /台	
事務所		300 m ² /台	6,000 m ² /台		5,500 m ² /台	
倉庫			2,000 m ² /台		/台	
その他の特定用途			5,000 m ² /台			8,000 m ² /台
共同住宅等以外の 非特定用途	600 m ² /台					
共同住宅等	住戸数の 1/3					
義務の対象となる 建築物の規模	特+非×0.75 ⇒1,500 m ² 超	特	特 ⇒3,000 m ² 超	特 ⇒1,500 m ² 超	特 ⇒2,000 m ² 超	特

(2) 駐車の用に供する部分の規模（条例第8条第1～4項、条例運用基準4 特殊装置について）

各駐車施設について、次の幅・奥行き等を充足する規模の駐車施設の設置が必要となります。また、駐車施設については利用される方が安全かつ円滑に利用できるよう車路などと明確に区別できるようにするために、白線等でライン引きしていただく必要があります。

特定自動車用	普通自動車用	幅 2.5m×奥行き 6.0m 以上 (機械式駐車場は、収容車両 1.85m×5.0m 以上)
	小型自動車用	幅 2.3m×奥行き 5.0m 以上 (機械式駐車場は、収容車両 1.7m×4.7m 以上)
荷さばき自動車用		幅 3.0m×奥行き 7.7m×はり下 3.0m 以上 または幅 4.0m×奥行き 6.0m×はり下 3.0m 以上 <u>※駐車施設に至る車路についても、はり下 3.0m の確保が 必要です。</u>
荷さばきの用に供することができる場所（共同住宅等の荷さばき場）		幅 3.0m×奥行き 6.0m×はり下 3.0m 以上 <u>※駐車施設に至る車路についても、はり下 3.0m の確保が 必要です。</u>
特定自動二輪車用		幅 1.0m×奥行き 2.3m 以上

※共同住宅等以外の用途の場合、特定自動車用のうち、30%以上を普通自動車用として設置する必要があります。

(3) 算定方法

ア 新築の場合

建築物の用途毎に、それぞれの床面積をそれぞれ対応する附置義務単位床面積等で除して得た数値を合計した数値（小数点以下切上げ）が附置義務台数となります。

イ 増築・大規模の修繕等の場合

増築等の前に既に条例の対象となっていた場合や増築等により条例対象規模を超える場合には条例が適用され、附置義務単位床面積等で除して得た数値を合計した数値（小数点以下切上げ）の附置義務台数の設置が必要となります。

増築により、附置義務台数に変更がない場合も届出が必要ですが、増築を伴わない単純な用途変更のみの場合は届出不要です。

(4) 緩和措置

ア 6,000 m²未満の建築物の駐車台数の緩和措置（条例第4条第3項、6条の3第3項、6条の4第3項）

延床面積（駐車・駐輪施設を除く。）が6,000 m²未満の建築物については、附置義務台数の算定にあたり、次の緩和率を乗じて計算します。

特定自動車用	商業・近商	$1 - \frac{1,500\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - \text{延べ面積})}{6,000\text{m}^2 \times \text{※の面積} - 1,500\text{m}^2 \times \text{延べ面積}}$
	周辺地区等	$1 - \frac{6,000\text{m}^2 - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$
荷さばき自動車用	商業・近商 周辺地区等	$1 - \frac{6,000\text{m}^2 - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$
特定自動二輪車用	商業・近商	$1 - \frac{1,500\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - \text{延べ面積})}{4,500\text{m}^2 \times \text{延べ面積}}$
	周辺地区等	$1 - \frac{6,000\text{m}^2 - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$

※ 特定用途に供する部分の床面積+非特定用途に供する部分の床面積×0.75

なお、共同住宅のみの建築物については当緩和措置の適用はありません。

イ 大規模事務所の床面積の通減措置（条例第5条、6条の3第4項、6条の4第4項）

事務所の用途に供する部分の床面積が10,000 m²を超える建築物にあっては、床面積の算定にあたって次の通減率を乗じて計算します。

特定自動車用 荷さばき自動車用 特定自動二輪車用	10,000 m ² 以下の部分	なし
	10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下の部分	70%
	50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下の部分	60%
	100,000 m ² を超える部分	50%

(5) 適用除外規定（条例第11条第1項第2号、条例施行規則第7条第4号、条例運用基準9適用除外の取扱い）

建築物の性質上又は用途上駐車需要が生じないと認められる次の建築物の部分について、条例の適用除外規定を定めています。規定を適用する際には、条例の届出関係様式に加え、提出書類欄に記載する資料の提出が必要となります。

また、カーシェアリング用の駐車施設については、算定された附置義務台数とは別に設ける必要がありますので御注意ください（カーシェアリング制度の詳細についてはP1記載のQRコード等から川崎市ホームページを参照し、当該ページにある「カーシェアリング制度導入時における留意事項等について」も御参照ください。）。

なお、複数の項目に該当する場合は、それぞれの適用除外率をあわせて適用することができます。

No.	項目	住戸数の除外率	提出書類
1	共同住宅等の 36 m ² 未満の住戸	2/ 3	駐車施設附置適用除外承認申出書
2	サービス付き高齢者向け住宅等	7/10	駐車施設附置適用除外承認申出書、サービス付き高齢者向け住宅登録結果通知書の写し
3	大学生用の学生マンション	2/ 5	駐車施設附置適用除外承認申出書、入居者との賃貸借契約書のひな型、学生マンション運営者との契約書の写し、運営者の管理実績がわかる書類、学生マンションのパンフレット
4	カーシェアリングを導入する共同住宅等	1/ 5	駐車施設附置適用除外承認申出書、カーシェアリング導入計画書、カーシェアリングのパンフレット、周辺のカーシェアリング設置状況のデータ、カーシェアリング事業者と取り交わす賃貸借契約書の写し、重要事項説明等の入居者への周知文

計算例：住戸数 90 戸（全住戸 36 m²未満）の共同住宅の場合

$$90 \text{ 戸} \times 2/3 \text{ (除外率)} = 60 \text{ 戸} \text{ 【適用除外戸数】}$$

$$90 \text{ 戸} - 60 \text{ 戸} = \underline{\underline{30 \text{ 戸} \text{ 【基準戸数】}}}$$

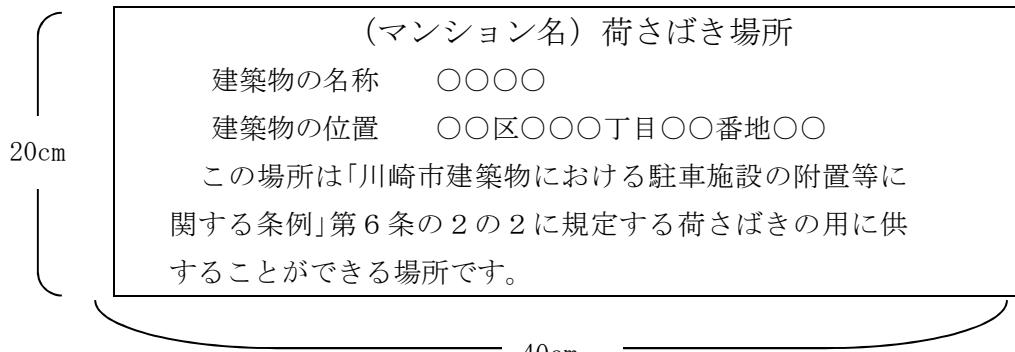
$$30 \text{ 戸} \times 1/3 \text{ (附置義務単位 [P3 参照])} = 10 \text{ 台}$$

(6) 共同住宅等における荷さばきの用に供する場所設置時の台数の低減措置

共同住宅等において、荷さばきの用に供する場所を設置した場合、次の附置義務台数の低減措置等が適用されます。なお、設置にあたっては例のような荷さばきの用に供することができる場所である旨を示す表示板の設置が必要となります。

対象建築物	共同住宅等
低減措置内容	1 台設置により 2 台附置したものとみなす
駐車施設の規模	幅 3.0m × 奥行き 6.0m × はり下 3.0m 以上
備考	低減措置を受けられるのは、1 台まで

荷さばきの用に供する場所表示板設置例



(7) 駐車施設の附置の特例

○隔地駐車場に関する特例（条例第4条第1項、第9条第1項、条例運用基準第6隔地駐車場の取扱い）

駐車施設については、原則、建築物の敷地内での設置が必要となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、隔地駐車場の設置を認めることができる場合があります。この場合、当該建築物の隔地駐車場であることを明瞭に認識できるよう、例に示す金属性の表示板を隔地駐車場の見やすい場所に設置する必要があります。

「オ」の適用を受ける場合、隔地駐車場は「バリアフリー基本構想の特定経路等でない場所」への設置が必要となります。

なお、隔地駐車場の設置が認められる場合においても、荷さばき自動車用の駐車施設及び車いす使用者用駐車施設については、原則敷地内の設置が必要となり、また、駐車施設の管理状況及び使用状況について毎年、市に報告することが必要となります。

ア 建築物の増築又は大規模の修繕等をする場合で、当該建築物の構造上、駐車施設の附置が不可能又は極めて困難である場合

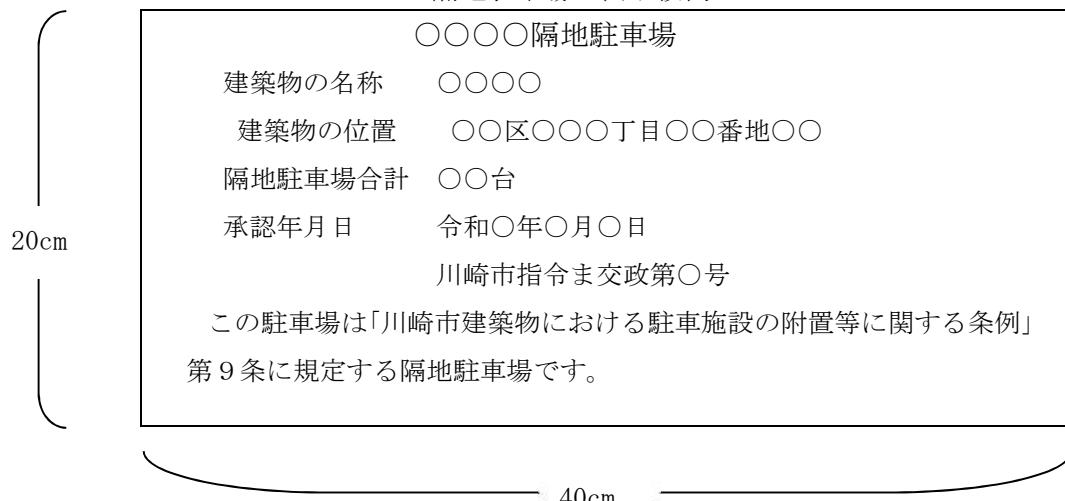
イ 敷地の接する道路に自動車の出入口を設けることが、法令等により禁止されている場合

ウ 敷地の接する道路の交通規制により自動車の出入りが禁止されている場合又は当該道路の交通事情等から駐車施設を設けることが適当でないと認められる場合

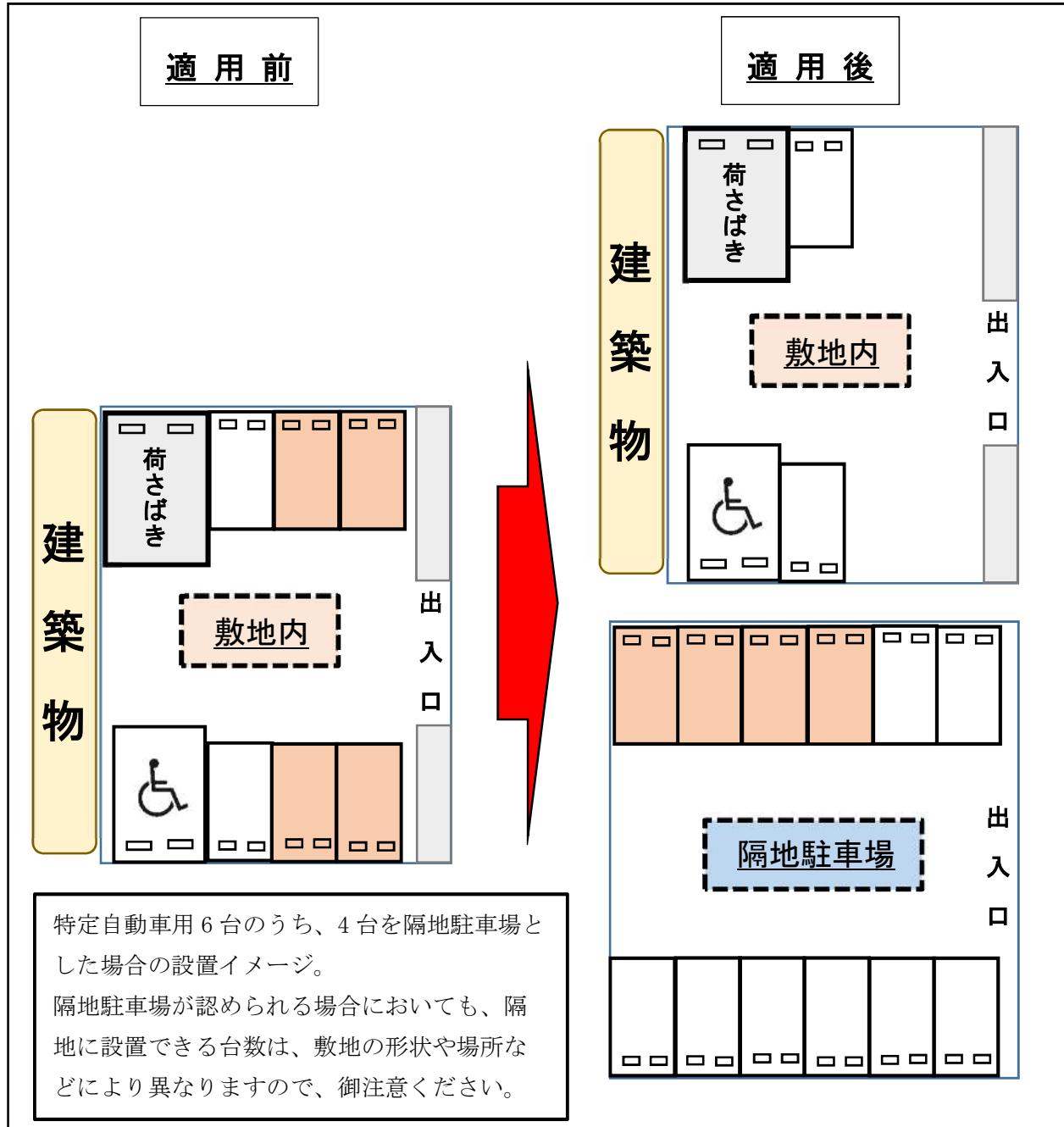
エ 敷地の形態が著しく不整形又は間口若しくは敷地が狭小で駐車施設の附置が不可能又は極めて困難である場合

オ 川崎駅東口地区（P57 参照）内の建築物で、通りと接する敷地内に商業店舗等の設置や歩行者の憩いの場となるような設備等の設置など地域に配慮した空間づくり（P9 参照）を行うよう努める場合

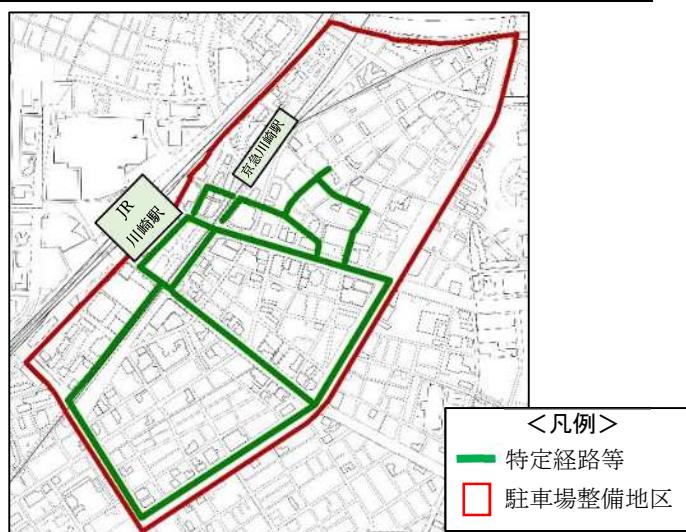
隔地駐車場の表示板例



隔地駐車場の適用イメージ



○バリアフリー基本構想（川崎駅周辺地区）の特定経路等



地域に配慮した空間づくりの例



①商業店舗等の設置



②歩行者の憩いの場となるような設備等の設置



③歩行者の回遊性を向上させる施設等の設置



④イベント等で利用できるようなスペースの設置

出典（①②）：居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン【国土交通省】

出典（③④）：民間空地等の多様な利活用に関する事例集【国土交通省】

○附置義務台数に関する特例（条例第6条の2、第6条の3第5項～第7項、第6条の4第4項、第9条第5項～第7項、条例施行規則第3条、条例運用基準7附置の特例の扱い）

建築物の用途、建築物において行われる事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられる等により、特定自動車、特定自動二輪車、荷さばき自動車の駐車需要を生じさせる程度が将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じるおそれがないときは、事前協議の段階で規則第3条に規定する必要事項を記載した自動車の駐車需要等に関する計画を作成・提出の上、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けることで条例に定める附置義務台数を減じることができます。ただし、承認を受けた事項が取消事由に該当した場合は、附置義務台数を確保しなければなりません。また、特例が適用された場合、駐車施設の管理状況及び使用状況について毎年、市に報告することが必要となります。

4 駐車施設の完了検査

駐車施設の工事が完了したときは、速やかに工事完了届・配置図・駐車施設の現況写真を御提出ください。駐車施設が届出のとおり完成しているか確認するため、建築物の完了検査前に現地検査を実施します。現地検査の結果、届出内容と相違ないことが確認できれば、手続きは終了となります。

5 提出書類

条例の届出等の際には、それぞれ次の書類の提出が必要となります。

提出は、窓口、郵送または電子申請で行えますので、詳細は次ページを参照ください。

提出書類		備 考
届出時	駐車施設附置（変更）届出書【第1号様式】 または駐車施設附置（変更）特例承認申請書【第4号様式】	押印は不要です。
	建築物調書【第2号様式】	
	附置義務台数算定調書	
	駐車施設 新築時	付近見取図 方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置を明示
	配置図 方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置を明示	
	建築物 の 場 合	建 築 各階平面図 方位、間取り（共同住宅は住室面積・戸数も記載）、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設を明示
	立面図	2面以上
	断面図	はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配を明示
	建築物 増築等	配置図 方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示
	各階平面図	方位、間取り並びに各室の用途（次のとおり用途ごとに色分け）及び床面積表 1 百貨店その他店舗又は事務所⇒桃色 2 1以外の特定用途⇒緑色 3 共同住宅等⇒黄色 4 3以外の非特定用途⇒橙色 5 共通用途部分⇒青色
	その他、届出内容に応じて必要となる書類	委任状（押印不要）、駐車施設附置適用除外承認申出書、カーシェアリング導入計画書、機械式駐車場の認定証の写しなど
工事完了時	【上記、新築時の提出書類】+	
	建築物面積表	建築年、建築物の用途等を明示
	附置義務台数算定調書（増築前・H5・H20・H22時点のもの）	条例施行前に既に存する建築物について、算定から除外するため提出いただくもの
工事完了時	工事完了届【第7号様式】	
	配置図	
	駐車施設の現況写真	

提出方法(次のいずれかの方法で御提出ください。)

窓口	【川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階】に持参ください。
郵送	【〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 まちづくり局交通政策室 管理・駐車施設担当宛て】に送付ください。
電子申請	<p>次のURLまたはQRコードから御提出ください。 (川崎市ホームページ上で「駐車施設の設置に関する協議及び指導」と検索したページにもリンクがあります。)</p> <p>https://logoform.jp/form/FUQz/18658</p> 

6 その他駐車施設等に関する手続きについて

「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」以外にも、駐車施設等に関する手続きが必要となる場合があります。次の一覧を参考に、手続きの確認をお願いします。

駐車施設等に関する手続き一覧

手続き名称等	対象	担当部署
「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく届出等	P1（条例対象の判定）参照	
「総合調整条例に規定する駐車施設に関する事項の取扱要綱」に基づく協議	敷地が 500 m ² 以上かつ 20戸以上の共同住宅等 (29 m ² 未満の住戸は戸数 1/2)	まちづくり局 交通政策室 電話 044 (200) 2032
「駐車場法」に基づく路外駐車場の届出・管理規程の届出	一般公共の用に供し料金を徴収する駐車場で、 駐車の用に供する部分の合計が 500 m ² 以上	
「福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議	福祉のまちづくり条例の対象となる施設で駐車施設を附置するもの	まちづくり局 建築管理課 電話 044 (200) 3088
「ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」の届出	30 m ² 未満の住戸を、用途地域に応じて定める住戸数（10戸又は15戸以上）有する共同住宅等	経済労働局 観光・地域活力推進部 電話 044 (200) 2356
「大規模小売店舗立地法」に基づく協議	小売店（飲食店業を除く）の店舗面積が 1,000 m ² を超える大規模小売店舗	神奈川県警察本部 交通規制課道路協議係 電話 045 (211) 1212
大規模建築物建築に関する駐車場協議	延床面積が 10,000 m ² 以上の大規模建築物を建築する場合	
「自転車等駐車場の附置に関する条例」の届出等	小売店舗、飲食店、金融機関、スポーツ施設、 病院等を設置する場合で施設面積が一定規模 を超えるもの	建設緑政局 自転車利活用推進室 電話 044 (200) 2304

車いす使用者用駐車施設(バリアフリー法令・福祉のまちづくり条例)に関する事前協議
及び大規模建築物建築に関する神奈川県警察本部交通規制課との駐車場協議については、
駐車施設附置義務条例等の届出前に終了している必要があります。

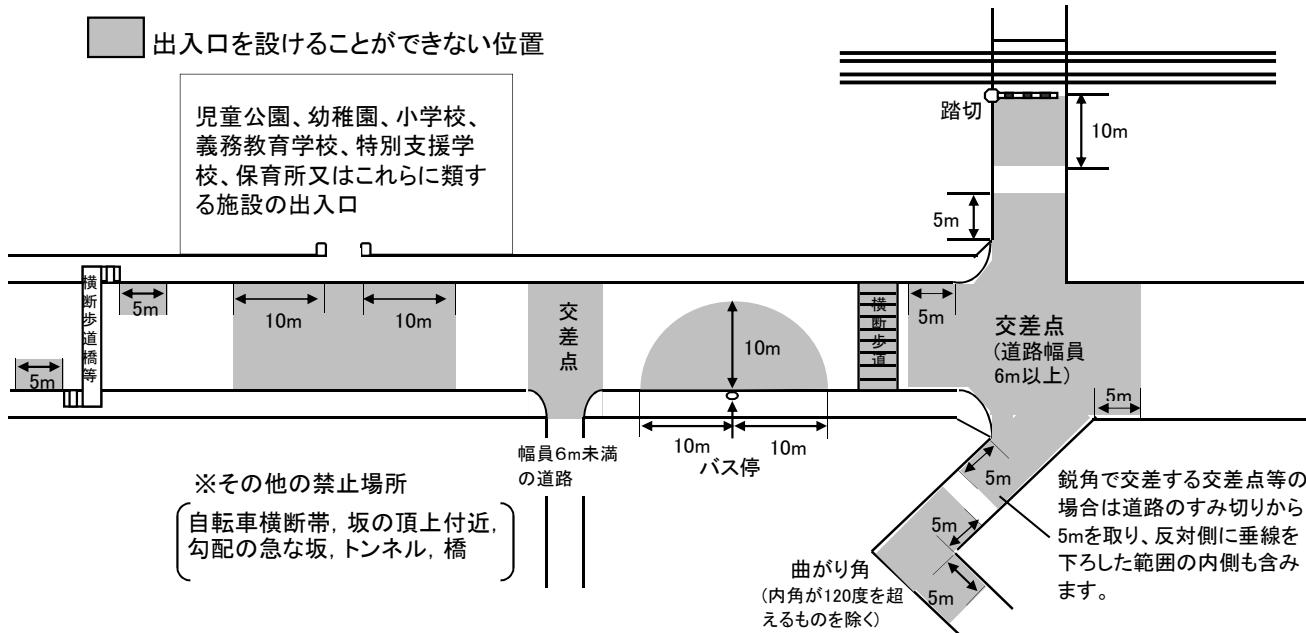
駐車施設の設置基準等はそれぞれ異なりますので、詳しくは担当課にお問合せいただき
か、各担当課のホームページで御確認ください。

7 駐車施設の構造等について

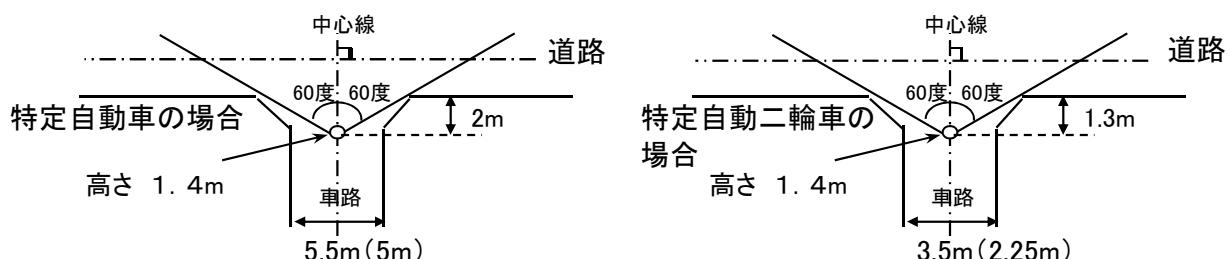
附置義務駐車施設の位置、構造等については、条例運用基準5 駐車施設の位置、構造等の技術基準（51ページ～）を定めていますので、そちらを参照してください。

1 出入口について

- (1) 駐車施設の出入口は、道路交通及び周辺環境に影響を及ぼさないように設置してください。
また、前面道路が2箇所以上あるときは影響を及ぼすおそれの少ない方の道路に設けてください。
(2) 次の図に示す位置には、駐車施設の出入口を設けることはできません。



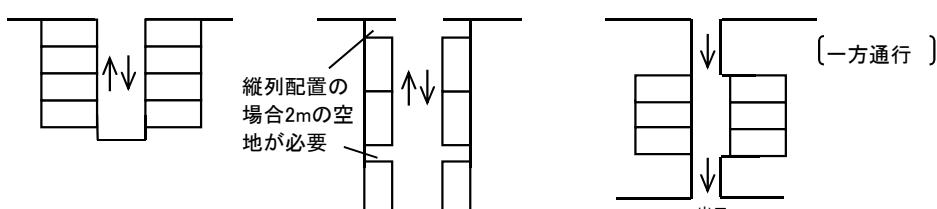
- (3) 出口付近を通行する車両や人を視認できるように、必要な視野角を確保してください。



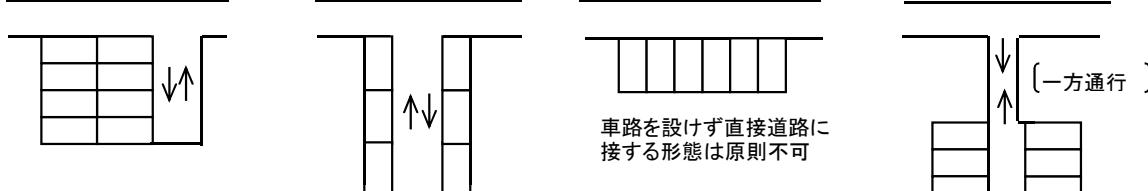
2 車室、車路の配置について

自走式の駐車施設では、駐車中の他の自動車を移動せずに、駐車及び出車のための移動、待機、回転などが当該敷地内で可能であることが必要です。

＜設置できる配置例＞ 車路の幅員(特定自動車)…相互通行の場合5.5m(5m) 一方通行の場合3.5m(3m)



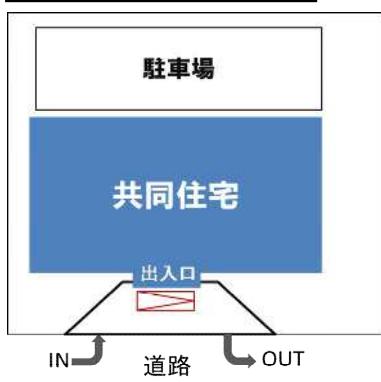
＜設置できない配置例＞



3 荷さばきの用に供することができる場所について

条例第6条の2の2に定める荷さばきの用に供する場所は、荷さばき車両が常時安全かつ円滑に入りできる構造であることが必要です。
また、荷さばきの用に供することができる場所を設置した場合であっても、駐車施設の円滑な出入庫が行えることが必要です。

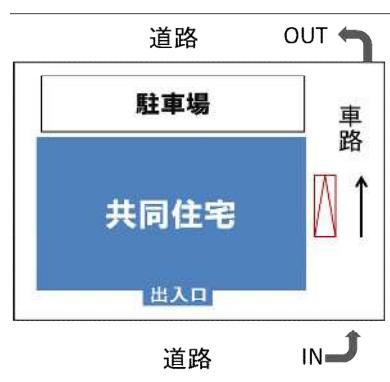
認められる配置例



エントランス(玄関前)に荷さ
ばき車が停車できる寄付き等
を設け、安全に出入りできる
場合

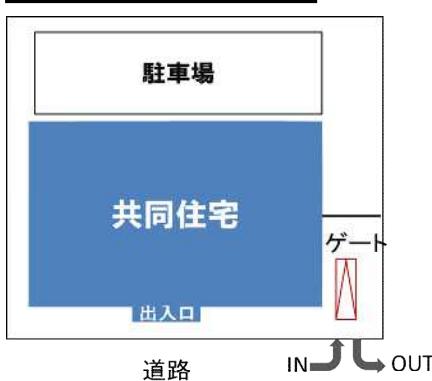


敷地内に場所を設け、車両
を敷地内で転回して安全に
出入りできる場合

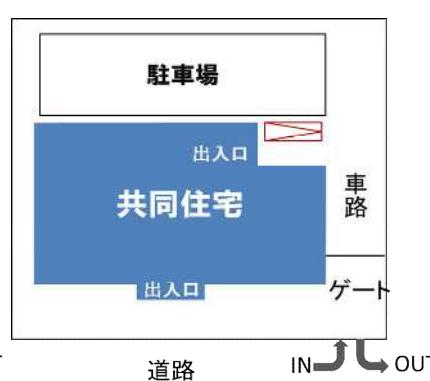


車路の一部に場所を設けて
も、駐車施設の出入りが円滑
に行える場合

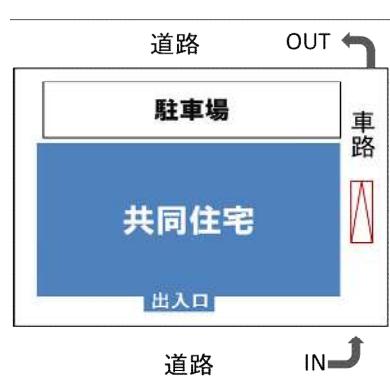
認められない配置例



敷地内で荷さばき車両が転
回し、安全に出入りできな
い場合は原則、不可



シャッターゲート等により、荷
さばき車両が自由に出入りで
きない場合



荷さばき車両を停めることに
より、駐車施設の出入が阻害
される場合



…荷さばきの用に供することができる場所

届出様式

様式番号	名 称	関 係 条 文
1	駐車施設附置（変更）届出書	条例施行規則第5条第1項
2	建築物調書	同 第5条第1項
3	駐車施設附置（変更）届出受理書	同 第5条第2項
4	駐車施設附置（変更）特例承認申請書	同第6条第1項及び第2項
5	駐車施設附置（変更）特例承認通知書	同 第6条第3項
6	駐車施設附置（変更）特例不承認通知書	同 第6条第3項
7	工事完了届	同 第8条
8	立入検査員証 【表・裏】	同 第9条
9	措置命令書	同 第10条
※	駐車施設附置適用除外承認申出書 附置義務台数算定調書（1） ～駐車場整備地区、商業・近隣商業地域用～ 附置義務台数算定調書（2） ～周辺地区等用～	

（注）※印は、条例に定める以外の関連様式です。

様式類は、川崎市のホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018081.html>
トップページ→暮らし・手続き→まちづくり→まちづくりの計画
→川崎市の交通政策→駐車場→駐車施設の附置等に関する条例
→駐車施設の附置等に関する条例の順に進み、必要な様式を
ダウンロードしてください。



駐車施設附置（変更）届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

届出者 住 所 (所在地)
 氏 名 (名 称)
 (代表者)

印

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

建 築 物 の 名 称							
駐 車 施 設	設 置 場 所						
	区 分		施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳		
	建 築 物 内	特 定 自 动 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台
		荷 さ ば き 自 动 車 用	m ²	台	/		
		特 定 自 动 二 輪 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台
	建 築 物 敷 地 内	特 定 自 动 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台
		荷 さ ば き 自 动 車 用	m ²	台	/		
		特 定 自 动 二 輪 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台
	合 計	特 定 自 动 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台
		荷 さ ば き 自 动 車 用	m ²	台	/		
特 定 自 动 二 輪 車 用		m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台	
特 殊 装 置		種 類			認 定 番 号	第 号	
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日		工 事 完 了 予 定 日		年 月 日	
* 受 付 年 月 日		年 月 日		* 处理経過 通知 年 月 日			
* 受 付 番 号		第 号					

注 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 *印の欄には、記入しないでください。

建築物調書

建築主	住所					
	氏名			電話		
代理人	住所					
	氏名			電話		
担当者	担当者			電話		
	名称			敷地面積	m ²	
敷地の位置	地名地番	川崎市 区				
	地域地区	地域、 地区				
	容積率	%	建蔽率	%		
建築物の概要	主要用途			構造等	造 階建て	
	建築物の用途別区分		新築 m ²	増築 m ²	大規模の修繕等 m ²	既存建築物 m ²
	特定用途に供する部分の床面積	百貨店その他の店舗の用途				
		事務所の用途				
		倉庫の用途				
		その他の特定用途				
	非特定用途に供する部分の床面積	共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿以外の用途(川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第7条に定める用途に供する部分)	()	()	()	()
		共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
	共用部分の床面積					
	合計 (川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第7条に定める用途に供する部分) (車庫部分の床面積)	()	()	()	()	
川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第6条の2の2に規定する場所				有・無		
附置義務台数	特定自動車用 台 荷さばき自動車用 台 特定自動二輪車用 台	工事着手予定期 工事完了予定期		年月日 年月日		
*建築確認申請受付	年月日 第 号	*建築確認年月日		年月日 第 号		

注 *印の欄には、記入しないでください。

駐車施設附置（変更）届出受理書

年　月　日

様

川崎市長

印

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第10条の規定による届出を次のとおり受理しました。

設置場所						
区分		施設面積	駐車台数	形式及び内訳		
建築物内	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
	荷さばき自動車用	m ²	台	<hr/>		
	特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
建築物敷地内	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
	荷さばき自動車用	m ²	台	<hr/>		
	特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
合計	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
	荷さばき自動車用	m ²	台	<hr/>		
	特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
附置義務台数		特定自動車用　台、荷さばき自動車用　台 特定自動二輪車用　台				
特殊装置種類					認定番号	第　　号
工事着手予定期		年　月　日	工事完了予定期	年　月　日		
建築物の概要	名称					
	位置					
	地域地区	地域　　地区				
	主要用途			構造等	造　　階建て	
	延べ面積			区分	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築
受付年月日	年　月　日	受付番号		第　　号		

駐車施設附置（変更）特例承認申請書

年　月　日

(あて先) 川崎市長

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

印

(申請者)

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条第 項の規定による承認を受けたいので申請します。

建 築 物 の 名 称								
駐 車 施 設	名 称							
	設 置 場 所							
	使 用 承 諾 者	住 所 又 は 所 在 地						
		氏 名 又 は 名 称						
	区 分		施 設 面 積	駐 車 台 数	形 式 及 び 内 訳			
	建 築 物 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台	
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台				
		特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台	
	建 築 物 敷 地 内	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台	
		荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台				
特 定 自 動 二 輪 車 用		m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台		
建 築 物 敷 地 外	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 械 式	台		
	荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台					
	特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 梯 式	台		
合 計	特 定 自 動 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 梯 式	台		
	荷 さ ば き 自 動 車 用	m ²	台					
	特 定 自 動 二 輪 車 用	m ²	台	自 走 式	台 、 機 梯 式	台		
特 殊 装 置		種 類			認 定 番 号	第 号		
工 事 着 手 予 定 日		年 月 日	工 事 完 了 予 定 日	年 月 日				
申 請 理 由								
* 受付年月日	年 月 日		* 处理経過		通知 年 月 日			
* 受付番号	第 号							

注 1 使用承諾者の欄は、条例第9条第3項による承認の申請を行う場合に記入して下さい。

2 *印の欄には、記入しないでください。

駐車施設附置（変更）特例承認通知書

川崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった駐車施設附置（変更）特例承認申請について、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長 印

設置場所						
名称						
使用 承諾者	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
区分		施設面積	駐車台数	形式及び内訳		
建築物 内	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	
	荷さばき自動車用	m ²	台			
	特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	
建築物 敷地内	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	
	荷さばき自動車用	m ²	台			
	特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	
建築物 敷地外	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	
	荷さばき自動車用	m ²	台			
	特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	
合計	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	
	荷さばき自動車用	m ²	台			
	特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	
附置義務台数		特定自動車用 台、荷さばき自動車用 台 特定自動二輪車用 台			台	
特殊装置種類				認定番号	第 号	
工事着手予定日		年 月 日	工事完了予定日	年 月 日		
建築物の概要	名称					
	位置					
	地域 地区					
	主要用途		構造等	造		階建て
	延べ面積		区分	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 大規模の修繕等
承認の条件等						
受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号			

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

駐車施設附置（変更）特例不承認通知書

川崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった駐車附置施設（変更）特例承認申請について、次の理由により承認できませんので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

建築物の名称	
駐車施設の設置場所	

承認しない理由

この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

工事完了届

年月日

(あて先) 川崎市長

届出者 住所(所在地)

氏名(名称)

印

(代表者)

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了日		年月日					
建 築 物	名 称						
	位 置						
駐 車 施 設	設置場所						
	使 用 承諾者	住所又は所在地					
		氏名又は名称					
	区分		施設面積	駐車台数	形式及び内訳		
	建築物内	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
		荷さばき自動車用	m ²	台			
		特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
	建築物敷地内	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
		荷さばき自動車用	m ²	台			
		特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
	建築物敷地外	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
		荷さばき自動車用	m ²	台			
		特定自動二輪車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
	合計	特定自動車用	m ²	台	自走式	台、機械式	台
荷さばき自動車用		m ²	台				
特定自動二輪車用		m ²	台	自走式	台、機械式	台	
附置義務台数		特定自動車用 台、荷さばき自動車用 台				台	
特定自動二輪車用							
特殊装置		種類			認定番号	第 号	
* 駐車施設附置届出書等受付		年月日 第 号	* 建築確認年月日		年月日 第 号		
* 駐車施設附置届出受理書等通知		年月日	* 建築完了検査		年月日 第 号		
* 完了検査 年月日		* 検査結果					

注 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 使用承諾者の欄は、条例第9条第3項による承認の申請を行った場合に記入してください。

3 *印の欄には、記入しないでください。

(表)

第 号	
立 入 檢 査 員 証	
所属	
職名	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第13条の規定により、立入検査等ができる職員であることを証明します。	
年 月 日	川崎市長
	印

(裏)

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（抜粋）
<p style="text-align: center;">(立入検査証)</p> <p>第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第4条から第9条までの規定により駐車施設を設けなければならない者又は建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該建築物若しくは当該駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

措置命令書

川崎市指令 第 号

様

1 駐車施設又は駐車施設を設けるべき建築物若しくは敷地の所在地

2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定に違反しているので、同条例第14条の規定により次の措置をとることを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられます。

年 月 日

川崎市長 印

措置	
措置命令の理由	
この处分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この处分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。	

駐車施設附置適用除外承認申出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申出人 住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

(代表者)

印

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第11条第1項第2号の規定による適用除外建築物として承認されるよう申し出ます。

建 築 物 の 概 要	名 称					
	敷 地 の	地名地番	川崎市			
	位 置	地域 地区	地域、地区			
	主 要 用 途			構 造 等	造 階建て	
	延 ベ 面 積	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕等			
川 崎 市 建 築 物 に お け る 駐 車 施 設 の 附 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 则 第 7 条 に 定 め る 用 途 に 供 す る 部 分		用 途				
		床面積				m ²
		住戸数				戸
申 出 理 由						
	総戸数 戸	運用基準9(1)に該当する住戸数 戸 運用基準9(2)に該当する住戸数 戸 運用基準9(3)に該当する住戸数 戸 いずれにも該当しない住戸数(a) 戸 適用除外 戸 適用除外後(b) 戸				
	① 運用基準9(1)の算定対象数 戸	\times	2 / 3	=	戸 戸	
	② 運用基準9(2)の算定対象数 戸	\times	7 / 10	=	戸 戸	
	③ 運用基準9(3)の算定対象数 戸	\times	2 / 5	=	戸 戸	
	※①かつ②、①かつ③の場合には、①で算定した適用除外戸数(b)を算定対象数として記入する。					
	なお、②若しくは③のみ該当する住戸が混在する場合には、当該住戸数も併せて記入すること。					
	適用除外後戸数計(c) 戸 適用除外計 戸					
	附置義務算定対象住戸数(d) 戸 (a)+(c)					
	④ 運用基準9(4)の算定対象数 戸	\times	1 / 5	=	戸 戸	
※①～③を併用する場合は、(d)を対象数とする						
附置義務算定対象住戸数(e) 戸						
荷捌き等のために設ける駐車台数	台 (用)					

* 建築物の各階平面図を添付してください。

附置義務台数算定調書（1）

(駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域)

1 建築物の概要（小数点第3位を四捨五入）

名称			地域地区		
建築物の用途区分		床面積	共通用途部分の按分面積	合計面積	
特定用途	百貨店その他の店舗	m ²	m ²	①	m ²
	事務所	m ²	m ²	②	m ²
	倉庫	m ²	m ²	③	m ²
	その他の特定用途	m ²	m ²	④	m ²
非特定用途	共同住宅等以外	m ²	m ²	⑤	m ²
	共同住宅	m ²	m ²	⑥	m ²
	規則第7条の部分	m ²	m ²	⑦	m ²
小計		m ²	\		
共通用途部分		m ²	\		
駐車場部分等の床面積		m ²	\		
駐車場部分等を除く床面積		⑧ m ²	\		
合計		m ²	\		
共同住宅等の住戸又は住室数			⑨ 戸		
規則第7条第1項第4号を適用する場合			⑨ 戸		

2 条例対象規模の判定

$$(①+②+③+④) + [(⑤+⑥+⑦) \times 0.75] \text{ (小数点第3位を四捨五入)} = ⑩ \text{ m}^2$$

- ⑩の面積が 1,500 m²を超える場合 ⇒ 条例の対象
- ⑩の面積が 1,500 m²以下の場合 ⇒ 条例の対象外

3 大規模事務所の特例（小数点第3位を四捨五入）

②の面積が 10,000 m²を超える場合は、床面積に次の表により遞減し、递減後の合計面積（②'）を②の面積として計算します。

事務所の規模	床面積×递減率	递減措置後の面積
10,000 m ² 以下の部分	10,000 m ² × 1.0	10,000 m ²
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下の部分	m ² × 0.7	m ²
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下の部分	m ² × 0.6	m ²
100,000 m ² を超える部分	m ² × 0.5	m ²
合 計	② m ²	②' m ²

4 特定自動車の附置義務台数の算定

(1) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿以外の用途に供する部分

ア 百貨店その他の店舗の用途に供する部分

$$\textcircled{1} \div 300 [\text{m}^2/\text{台}] = \textcircled{11} \text{ 台} \text{ (小数点以下第3位を四捨五入)}$$

イ 事務所、倉庫、その他の特定用途に供する部分

$$(\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}) \div 350 [\text{m}^2/\text{台}] = \textcircled{12} \text{ 台} \text{ (小数点以下第3位を四捨五入)}$$

ウ 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿以外の非特定用途に供する部分

$$\textcircled{5} \div 600 [\text{m}^2/\text{台}] = \textcircled{13} \text{ 台} \text{ (小数点以下第3位を四捨五入)}$$

エ 小計 $\textcircled{11} + \textcircled{12} + \textcircled{13} = \textcircled{14}$ 台

オ ⑧が 6,000 m²未満の場合は、次により算定された緩和率を⑭に乘じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \textcircled{8})}{6,000 \text{ m}^2 \times \textcircled{10} - 1,500 \text{ m}^2 \times \textcircled{8}}$$

$$= \textcircled{15} \text{ (小数点以下第6位を四捨五入)}$$

カ 共同住宅等を除いた用途に供する部分の附置義務台数

・緩和措置のある場合 $\textcircled{14} \times \textcircled{15} = \textcircled{16}$ 小数点以下切上げ ⇒ $\textcircled{16}$ 台

・緩和措置のない場合 $\textcircled{14} = \textcircled{16}$ 小数点以下切上げ ⇒ $\textcircled{16}$ 台

(2) 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分

$$\textcircled{9} \times 1 / 3 [\text{台}/\text{戸数}] = \textcircled{17} \text{ 台} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

*条例第6条の2の2に規定する荷さばき場所を設置した場合、小型自動車用駐車施設を2台設置したものとみなすことができます。

(3) 特定自動車用駐車施設の附置義務台数合計

$$\textcircled{16} + \textcircled{17} = \textcircled{18} \text{ 台}$$

5 特定自動車用駐車施設の規模別台数の算定

(1) 普通乗用車用 幅 2.5m×奥行き 6.0m 以上

$$\textcircled{16} \times 0.3 = \textcircled{19} \text{ 台} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

(2) 小型自動車用 幅 2.3m×奥行き 5.0m 以上

$$(\textcircled{16} - \textcircled{19}) + \textcircled{17} = \textcircled{20} \text{ 台}$$

6 荷さばき用駐車施設の附置義務の算定

(1) 特定用途に供する部分の床面積 (①+②+③+④) = ⑪ _____ m²

- ・⑪の面積が 3,000 m²を超える場合⇒条例の対象
- ・⑪の面積が 3,000 m²以下の場合は⇒条例の対象外

ア 百貨店その他の店舗の用途に供する部分

① ÷ 2,500 [m²/台] = ⑫ _____ 台 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

イ 事務所の用途に供する部分

② ÷ 6,000 [m²/台] = ⑬ _____ 台 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

ウ 倉庫の用途に供する部分

③ ÷ 2,000 [m²/台] = ⑭ _____ 台 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

エ その他の特定用途に供する部分

④ ÷ 5,000 [m²/台] = ⑮ _____ 台 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

ウ 小計 ⑫+⑬+⑭+⑮= ⑯ _____ 台

(2) 荷さばき用駐車施設の附置義務台数 (幅 3m以上×奥行き 7.7m以上×高さ 3m以上又は幅 4m以上×奥行き 6m以上×高さ 3m以上)

⑧が 6,000 m²未満の場合は、次により算定された緩和率を⑯に乘じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - ⑧}{⑧}$$

= ⑰ _____ (小数点以下第 6 位を四捨五入)

・緩和措置のある場合 ⑯ × ⑰ = _____ 小数点以下切上げ ⇒ ⑲ _____ 台

・緩和措置のない場合 ⑯ = _____ 小数点以下切上げ ⇒ ⑳ _____ 台

*⑲が 10 台を超える場合は、10 台とします。

7 特定自動二輪車用駐車施設の附置義務の算定

(1) 特定用途に供する部分の床面積 (①+②+③+④) = ⑨ _____ m²

- ・⑨の面積が 1,500 m²を超える場合⇒条例の対象
- ・⑨の面積が 1,500 m²以下の場合は⇒条例の対象外

ア 百貨店その他の店舗、事務所の用途に供する部分

(①+②) ÷ 3,000 [m²/台] = ⑩ _____ 台 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

イ 倉庫その他の特定用途に供する部分

(③+④) ÷ 8,000 [m²/台] = ⑪ _____ 台 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

ウ 小計 ⑩ + ⑪ = ⑫ _____ 台

(2) 特定自動二輪車用駐車施設の附置義務台数 (幅 1m × 奥行き 2.3m 以上)

⑧が 6,000 m²未満の場合は、次により算定された緩和率を⑬に乘じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - ⑧)}{4,500 \text{ m}^2 \times ⑧}$$

$$= ⑯ _____ (\text{小数点以下第 6 位を四捨五入})$$

・緩和措置のある場合 ⑭ × ⑯ = _____ 小数点以下切上げ ⇒ ⑮ _____ 台

・緩和措置のない場合 ⑭ = _____ 小数点以下切上げ ⇒ ⑮ _____ 台

8 駐車施設の附置義務台数

	普通自動車用 (⑯)	荷さばき用 (⑰)	小型自動車用 (⑱)	特定自動車用合計 (⑲) 普通+小型	特定自動二輪車用 (⑳)
附置義務台数	台	(台) 普通自動車用の内数	台	台	台
設置台数	台	台 実際の設置台数	台	台	台

* 荷さばき用駐車施設の台数は、普通自動車用駐車施設の台数に含めることができます。

* 設置台数には、実際に設置する駐車施設の台数を記入して下さい。

附置義務台数算定調書（2）

(周辺地区等／第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、
第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域)

1 建築物の概要（小数点第3位を四捨五入）

名称		地域地区		
建築物の用途区分		床面積	共通用途部分の按分面積	合計面積
特定用途	百貨店その他の店舗	m ²	m ²	① m ²
	事務所	m ²	m ²	② m ²
	倉庫	m ²	m ²	③ m ²
	その他の特定用途	m ²	m ²	④ m ²
非特定用途		m ²	m ²	m ²
小計		m ²		
共通用途部分		m ²		
駐車場部分等の床面積		m ²		
駐車場部分等を除く床面積	⑤	m ²		
合計		m ²		

2 条例対象規模の判定

$$(①+②+③+④) = ⑥ \text{ m}^2$$

- ・⑥の面積が 2,000 m²を超える場合⇒条例の対象
- ・⑥の面積が 2,000 m²以下の場合は⇒条例の対象外

3 大規模事務所の特例（小数点第3位を四捨五入）

②の面積が 10,000 m²を超える場合は、床面積に次の表により遞減し、递減後の合計面積（②'）を②の面積として計算します。

事務所の規模	床面積×遞減率	遞減措置後の面積
10,000 m ² 以下の部分	10,000 m ² × 1.0	10,000 m ²
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下の部分	m ² × 0.7	m ²
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下の部分	m ² × 0.6	m ²
100,000 m ² を超える部分	m ² × 0.5	m ²
合 計	② m ²	②' m ²

4 特定自動車の附置義務台数の算定

(1) 特定用途に供する部分

$$(①+②+③+④) \div 300 [\text{m}^2/\text{台}] = ⑦ \quad \text{台} \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入})$$

(2) 特定自動車用駐車施設の附置義務台数合計

⑤が 6,000 m²未満の場合は、次により算定された緩和率を⑦に乘じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - ⑤}{2 \times ⑤}$$

$$= ⑧ \quad (\text{小数点以下第6位を四捨五入})$$

- ・緩和措置のある場合 $⑦ \times ⑧ =$ _____ 少数点以下切上げ ⇒ ⑨ _____ 台
- ・緩和措置のない場合 $⑦ =$ _____ 少数点以下切上げ ⇒ ⑨ _____ 台

5 特定自動車用駐車施設の規模別台数の算定

(1) 普通乗用車用 幅 2.5m 以上 × 奥行き 6.0m 以上

$$⑨ \times 0.3 = ⑩ \quad \text{台} \quad (\text{少数点以下切上げ})$$

(2) 小型自動車用 幅 2.3m 以上 × 奥行き 5.0m 以上

$$⑨ - ⑩ = ⑪ \quad \text{台}$$

6 荷さばき用駐車施設の附置義務の算定

(1) 特定用途に供する部分の床面積 $(①+②+③+④) = ⑫ \quad \text{m}^2$

- ・⑫の面積が 3,000 m²を超える場合 ⇒ 条例の対象
- ・⑫の面積が 3,000 m²以下の場合は ⇒ 条例の対象外

$$(①+②+③+④) \div 5,500 [\text{m}^2/\text{台}] = ⑬ \quad \text{台} \quad (\text{小数点以下第3位を四捨五入})$$

(2) 荷さばき用駐車施設の附置義務台数 (幅 3m 以上 × 奥行き 7.7m 以上 × 高さ 3m 以上又は 幅 4m 以上 × 奥行き 6m 以上 × 高さ 3m 以上)

⑤が 6,000 m²未満の場合は、次により算定された緩和率を⑬に乘じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - ⑤}{⑤}$$

$$= ⑭ \quad (\text{小数点以下第6位を四捨五入})$$

- ・緩和措置のある場合 $⑬ \times ⑭ =$ _____ 少数点以下切上げ ⇒ ⑮ _____ 台
- ・緩和措置のない場合 $⑬ =$ _____ 少数点以下切上げ ⇒ ⑮ _____ 台

* ⑮が 10 台を超える場合は、10 台とします。

7 特定自動二輪車の附置義務の算定

(1) 特定用途に供する部分の床面積 (①+②+③+④) = ⑯ _____ m²

- ・⑯の面積が 2,000 m²を超える場合⇒条例の対象

- ・⑯の面積が 2,000 m²以下の場合は⇒条例の対象外

(①+②+③+④) ÷ 8,000 [m²／台] = ⑰ _____ 台 (小数点以下第 3 位を四捨五入)

(2) 特定自動二輪車用駐車施設の附置義務台数合計 (幅 1m × 奥行き 2.3m 以上)

⑤が 6,000 m²未満の場合は、次により算定された緩和率を⑯に乘じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - ⑤}{2 \times ⑤}$$

= ⑱ _____ (小数点以下第 6 位を四捨五入)

- ・緩和措置のある場合 ⑰ × ⑱ = _____ 少数点以下切上げ ⇒ ⑲ _____ 台

- ・緩和措置のない場合 ⑰ = _____ 少数点以下切上げ ⇒ ⑲ _____ 台

8 駐車施設の附置義務台数

	普通自動車用 (⑯)	荷さばき用 (⑰)	小型自動車用 (⑱)	特定自動車用合計 (⑲) 普通+小型	特定自動二輪車用 (⑳)
附置義務台数	台	(台) 普通自動車用の内数	台	台	台
設置台数	台	台 実際の設置台数	台	台	台

* 荷さばき用駐車施設の台数は、普通自動車用駐車施設の台数に含めることができます。

* 設置台数には、実際に設置する駐車施設の台数を記入して下さい。

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

平成 4 年 12 月 24 日
条例 第 54 号

最近改正 平成 30 年 10 月 18 日 条例第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における駐車施設の附置等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ

ろによる。

- (1) 駐車施設 自動車の駐車のための施設をいう。
- (2) 特定自動車用駐車施設 駐車施設のうち、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）以外の自動車の駐車のための施設（荷さばき用駐車施設を除く。）をいう。
- (3) 荷さばき用駐車施設 駐車施設のうち、特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための施設で荷さばきの用に供するものをいう。
- (4) 特定自動二輪車用駐車施設 駐車施設のうち、特定自動二輪車の駐車のための施設をいう。

(周辺地区等)

第 3 条 法第 20 条第 2 項の規定による条例で定める地区（以下「周辺地区等」という。）は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域（駐車場整備地区並びに商業地域、近隣商業地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く。）とする。

(建築物の新築に係る特定自動車用駐車施設の附置)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に特定自動車用駐車施設を附置しなければならない

- (1) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分（自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除く。以下同じ。）の床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積（自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除く。）をいう。以下同じ。）に 0.75 を乗じて得た面積と特定用途に供する部分（自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。以下同じ。）の床面積との合計が 1,500 平方メートルを超える建築物

(2) 周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える建築物

2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、次の表の（1）の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する（2）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模を有するものでなければならない。

(1)		駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内	周辺地区等の区域内	
	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分に限る。）	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。）	非特定用途に供する部分（共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分を除く。）	
(2)	300 平方メートル	350 平方メートル	600 平方メートル	300 平方メートル

3 前項の規定にかかわらず、建築物の延べ面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積（自動車及び自転車の駐車のための施設の用途に供する部分を除く。）をいう。以下同じ。）が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、前項の表の（1）の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の（2）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、次の表により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模とする。

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内	周辺地区等の区域内
$1,500 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})$ $1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} \times \text{第 1 項第 1 号の規定により算出して得た面積}}{1,500 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}}$	$6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}$ $1 - \frac{2 \times \text{延べ面積}}{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}$

4 第 1 項第 1 号に規定する建築物の全部又は一部を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する場合における当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、当該建築物の全部をその用途に供する場合には当該建築物の住戸又は住室の数に 3 分の 1 を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模、当該建築物の一部をその用途に供する場合には前 2 項及び次条の規定により算出して得た台数に当該建築物のその用途に供する部分の住戸又は住室の数に 3 分の 1 を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数を加えて得た台数以上の規模を有するものでなければならない。

(大規模な事務所の特例)

第5条 前条第2項の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、その用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超えて50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超えて100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に10,000平方メートルを加えた面積をその用途に供する部分の床面積とみなして、同項の規定を適用する。

(建築物の増築又は大規模の修繕等に係る特定自動車用駐車施設の附置)

第6条 建築物の増築若しくは建築物の部分の用途変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるために大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「大規模の修繕等」という。）をする前に既に第4条第1項の規定による面積を超えている建築物又は建築物の増築若しくは大規模の修繕等をすることにより同項の規定による面積を超えることとなる建築物について、増築又は大規模の修繕等をしようとする者が当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じた台数以上の規模を有するものでなければならない。

- (1) 増築又は大規模の修繕等をした後の建築物を新築したものとみなした場合に前2条の規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数
- (2) 増築若しくは大規模の修繕等をする前の建築物を新築したものとみなした場合に前2条の規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数又は増築若しくは大規模の修繕等をする前の建築物に既に設けられていた特定自動車用駐車施設の台数のいずれか多い台数

(特定自動車用駐車施設の附置の特例)

第6条の2 前3条の規定にかかわらず、建築物の用途、建築物において行われる事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられること等により、自動車（荷さばきを行うため荷さばき用駐車施設に駐車する自動車（以下「荷さばき自動車」という。）及び特定自動二輪車を除く。第3項第1号において同じ。）の駐車需要を生じさせる程度が将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないときは、当該建築物の新築、増築又は大規模の修繕等をしようとする者は、特定自動車用駐車施設の台数の規模について前3条の規定により算出して得た台数未満の台数の規模を有するものとすることができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すことができる。この場合において、当該承認を取り消された者は、当該承認に係る建築物又は建築物の敷地内に附置した特定自動車用駐車施設の台数の規模について前3条の規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。

- (1) 第 1 項の規定により有した特定自動車用駐車施設の台数の規模を上回る自動車の駐車需要が生じたとき。
- (2) 第 1 項の規定により有した特定自動車用駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。
- (3) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第 6 条の 2 の 2 第 4 条から前条までの規定により建築物(その全部又は一部を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するものに限る。)又は当該建築物の敷地内に特定自動車用駐車施設を附置しなければならない者が、当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばきの用に供することができる場所を設けたときは、特定自動車用駐車施設を 2 台附置したものとみなし、その台数(当該建築物又は当該建築物の敷地内につき 2 台を限度とする。)は、第 4 条から前条までの規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数に含めることができる。

(建築物の新築等に係る荷さばき用駐車施設の附置)

第 6 条の 3 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を附置しなければならない。

2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない荷さばき用駐車施設は、次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数(10 台を超える場合は、10 台)以上の規模を有するものでなければならない。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内				周辺地区等の区域内
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途に供する部分(百貨店その他の店舗、事務所又は倉庫の用途に供する部分を除く。)	特定用途に供する部分
(2)	2,500 平方メートル	6,000 平方メートル	2,000 平方メートル	5,000 平方メートル	5,500 平方メートル

3 前項の規定にかかわらず、建築物の延べ面積が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない荷さばき用駐車施設は、同項の表の（1）の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の（2）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、次の式により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模とする。

$$\frac{6,000 \text{ 平方メートル}}{\text{延べ面積}}$$

4 第 5 条及び第 6 条の規定は、荷さばき用駐車施設を附置する場合について準用する。この場合において、第 5 条中「前条第 2 項」とあるのは「第 6 条の 3 第 2 項」と、第 6 条中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第 6 条の 3 第 1 項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「荷さばき用駐車施設」と、同条各号中「前 2 条」とあるのは「第 6 条の 3 第 1 項から第 3 項まで及び同条第 4 項において準用する第 5 条」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、建築物の新築、増築又は大規模の修繕等をしようとする者は、荷さばき用駐車施設の台数の規模についてこれらの規定により算出して得た台数未満の台数の規模を有するものとすることができる。

- (1) 当該建築物の用途、建築物において行われる事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられること等により、荷さばき自動車の駐車需要を生じさせる程度が将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないとき。
- (2) 当該建築物の敷地外に他の者と共同で荷さばき用駐車施設を整備することその他の代替措置により、当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を整備することと同等以上の効果があるとき。
- (3) 当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の位置、規模等から荷さばき用駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認めるとき。

6 前項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すことができる。この場合において、当該承認を取り消された者は、当該承認に係る建築物又は建築物の敷地内に附置した荷さばき用駐車施設の台数の規模について第 1 項から第 4 項までの規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。

- (1) 第 5 項第 1 号の規定により有した荷さばき用駐車施設の台数の規模を上回る荷さばき自動車の駐車需要が生じたとき。

- (2) 第5項第1号の規定により有した荷さばき用駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。
- (3) 第5項第2号に規定する代替措置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を整備することと同等以上の効果が生じなかつたとき。
- (4) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

8 前各項の規定により附置する荷さばき用駐車施設の台数は、第4条から前条までの規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数に含めることができる。

(建築物の新築等に係る特定自動二輪車用駐車施設の附置)

第6条の4 次の各号のいずれかに該当する建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に特定自動二輪車用駐車施設を附置しなければならない。

- (1) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超える建築物
- (2) 周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超える建築物

2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設は、次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模を有するものでなければならない。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内		周辺地区等の区域内
	特定用途に供する部分 (百貨店その他の店舗 又は事務所の用途に供する部分に限る。)	特定用途に供する部分 (百貨店その他の店舗 又は事務所の用途に供する部分を除く。)	特定用途に供する部分
(2)	3,000平方メートル	8,000平方メートル	8,000平方メートル

3 前項の規定にかかわらず、建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設は、同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、次の表により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模とする。

駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内	周辺地区等の区域内
1,500 平方メートル×(6,000 平方メートル=延べ面積) 1 ————— 4,500 平方メートル×延べ面積	6,000 平方メートル=延べ面積 1 ————— 2×延べ面積

4 第5条から第6条の2までの規定は、特定自動二輪車用駐車施設を附置する場合について準用する。この場合において、第5条中「前条第2項」とあるのは「第6条の4第2項」と、第6条中「第4条第1項」とあるのは「第6条の4第1項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、同条各号中「前2条」とあるのは「第6条の4第1項から第3項まで及び同条第4項において準用する第5条」と、第6条の2第1項中「前3条」とあるのは「第6条の4第1項から第3項まで並びに同条第4項において準用する第5条及び第6条」と、「自動車（荷さばきを行うため荷さばき用駐車施設に駐車する自動車（以下「荷さばき自動車」という。）及び特定自動二輪車を除く。第3項第1号において同じ。）」とあるのは「特定自動二輪車」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第2項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、「前3条」とあるのは「第6条の4第1項から第3項まで並びに同条第4項において準用する第5条及び第6条」と、同項第1号中「第1項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と、「自動車の駐車需要」とあるのは「特定自動二輪車の駐車需要」と、同項第2号中「第1項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と読み替えるものとする。

（建築物の敷地が2以上の区域にわたる場合の措置）

第7条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域の区域、周辺地区等の区域又はこれら以外の区域のいずれかの2以上の区域にわたるときは、当該敷地のうち最も大きな面積を占める部分の属する区域内に当該建築物があるものとみなして、前3条の規定を適用する。

（駐車の用に供する部分の規模等）

第8条 第4条から第6条の2まで及び前条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上で奥行き5メートル以上とし、自動車（特定自動二輪車を除く。次項において同じ。）を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該特定自動車用駐車施設の台数（第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定により算出して得た台数に限る。）に0.3を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数（当該建築物

の一部を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物に附置する特定自動車用駐車施設で第6条の2第1項の規定の適用を受けるものにあっては、市長が認める台数)から第6条の3第8項の規定により当該特定自動車用駐車施設の台数に含めることとした荷さばき用駐車施設の台数を減じた台数に係る駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上で奥行き6メートル以上としなければならない。

- 2 第6条の3及び前条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない荷さばき用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の状態から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。
- 3 第6条の2の2に規定する荷さばきの用に供することができる場所は、その規模を幅3メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものとし、並びに自動車を常時出入りさせることができる箇所に設けなければならない。
- 4 前2条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上で奥行き2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては、適用しない。
- 6 市長は、前各項に定めるもののほか、駐車施設の位置、構造等について必要な技術基準を定めることができる。

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第4条から前条までの規定により建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければならない者が、当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の状態から当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置することができないと市長が認める場合には、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に当該建築物又は当該建築物の敷地内に必要とされる駐車施設を設けることができる。

- 2 2以上の建築物についてそのいずれもが第4条から前条までの規定により駐車施設を附置しなければならない場合で、当該2以上の建築物の位置する地区又は地域の地形、交通事情等からみて当該2以上の建築物のために一団として駐車施設を設けることが合理的であると市長が認めるときは、当該2以上の建築物又は当該2以上の建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければならない者は、当該2以上の建築物のために当該建築物のいずれかの建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に当該2以上の建築物又は当該2以上の建築物の敷地内にそれぞれ必要とされる駐車施設を一団として設けることができる。

- 3 第1項又は前項の駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ、その位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前3項の規定による駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に必要とされる駐車施設を附置したものとみなす。
- 5 第4条から前条まで及び前各項の規定により附置され、又は設けられた駐車施設（第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を第6条の4第4項において準用する場合を含む。）又は第6条の3第5項（第3号を除く。）及び第6項の規定の適用に係るもの）に係る建築物の用途、建築物において行われている事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられていること等により、自動車の駐車需要を生じさせている程度が特に低く、及び将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないときは、当該建築物の所有者又は管理者は、附置され、又は設けられた当該駐車施設の台数を減じることができる。
- 6 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すことができる。
この場合において、当該承認を取り消された者は、当該駐車施設の台数の規模について第4条から第6条の4まで（第6条の2（第6条の4第4項において準用する場合を含む。）及び第6条の3第5項（第3号を除く。）から第7項までを除く。）の規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。
 - (1) 第5項の規定により減じることとした駐車施設の台数の規模を上回る自動車の駐車需要が生じたとき。
 - (2) 第5項の規定により減じることとした駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。
 - (3) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（届出）

第10条 第4条から第8条まで（第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を第6条の4第4項において準用する場合を含む。）並びに第6条の3第5項（第3号を除く。）及び第6項を除く。）の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しようとする者は、当該建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知をする前に、規則で定めるところにより当該駐車施設の位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(適用除外等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物
- (2) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、建築物の全部又は一部を非特定用途に供する場合で、市長が特に必要がないと認めたその用途に供する建築物の部分

2 この条例の施行後新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域又は周辺地区等のいずれかの区域に属することとなった区域内において、当該いずれかの区域に属することとなった日から起算して6月以内に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手した建築物については、当該いずれかの区域に属することとなった日前に属していた区域内に当該建築物があるものとみなして第4条から前条までの規定を適用する。ただし、当該建築物について、当該いずれかの区域に属することとなった日から起算して6月後に増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。

(駐車施設の管理)

第12条 第4条から第9条までの規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設の位置、規模、構造等について、常時適法な状態に維持管理しなければならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第4条から第9条までの規定により駐車施設を設けなければならない者又は建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該建築物若しくは当該駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第14条 市長は、第4条から第9条まで又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復、使用制限、使用禁止その他違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による措置命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した規則で定める措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第15条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 3 第10条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成5年6月8日規則第57号で平成5年7月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物並びにこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物については、この条例の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物について次の各号に掲げる増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。

- (1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。
- (2) 施行日前に都市計画法第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

附 則（平成7年10月9日条例第38号）

この条例は、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）の施行の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第5号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第3条に規定する告示があった日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 19 日条例第 20 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 9 日条例第 42 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等（改正後の条例第 6 条に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手している建築物及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条又は第 19 条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物については、なお従前の例による。ただし、これらの建築物について次に掲げる増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。

- (1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。
- (2) 施行日前に都市計画法第 18 条又は第 19 条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日条例第 11 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設（川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する特定自動車用駐車施設をいう。）であって市長が車いす使用者のために必要と認めるもの（以下この項において「車いす使用者用駐車施設」という。）又は現に新築、増築若しくは大規模の修繕等（同条例第 6 条に規定する大規模の修繕等をいう。）の工事に着手している建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない車いす使用者用駐車施設のうち駐車の用に供する部分の規模については、改正前の川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 8 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「幅 3.7 メートル以上で奥行き 6 メートル以上」とあるのは、「幅 3.5 メートル以上」とする。

附 則（平成 21 年 10 月 13 日条例第 33 号）
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等（改正後の条例第6条に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手している建築物及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物については、改正後の条例第6条の3の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物について次に掲げる増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。
 - (1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。
 - (2) 施行日前に都市計画法第 18 条又は第 19 条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日条例第 23 号）
この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日条例第 19 号）
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 18 日条例第 68 号）
この条例は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

〔平成 5 年 6 月 8 日
川崎市規則第 58 号〕

最近改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 54 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自動車の駐車需要等に関する計画)

第 3 条 条例第 6 条の 2 第 2 項（条例第 6 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）、条例第 6 条の 3 第 6 項及び第 9 条第 6 項に規定する規則で定める自動車の駐車需要等に関する計画は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 条例第 2 条第 2 号から第 4 号までに掲げる駐車施設の種別ごとの駐車需要が 1 年間のうち最も多い日における 1 時間当たりの自動車の駐車需要及びその算出根拠
- (2) 建築物の用途及び規模、当該建築物において行われる事業の種類、当該建築物に勤務する者及び建築物を利用する者の数並びに平均的な 1 回当たりの駐車時間
- (3) 建築物において搬出入し、又は搬出する物資の種類及び数量、搬入又は搬出の回数並びに搬入又は搬出に要する平均的な 1 回当たりの駐車時間
- (4) 公共交通機関の利用の促進又は自動車の利用の抑制に資する措置
- (5) 駐車施設の位置、規模、構造及び管理方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

(特殊装置)

第 4 条 条例第 8 条第 5 項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設（以下「特殊装置」という。）で、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認定したものであること。
- (2) 特殊装置と道路との間に、当該特殊装置に収容する自動車 2 台分以上が停留でき、又は収容する自動車の方向転換のための装置を設けることができる車路に相当する空地を設けること。ただし、特殊装置の出口と入口が分離された構造で、入口側に当該特殊装置に収容する自動車 1 台分が停留できる車路に相当する空地を設ける場合には、この限りでない。

(3) 前号の規定は、川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）第 54 条の規定に該当する自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物（同条第 1 項の規定に該当するものは除く。）にあっては、適用しない。

(届出等)

第 5 条 条例第 10 条の規定により駐車施設を附置又は届け出た事項を変更しようとする者は、駐車施設附置（変更）届出書（第 1 号様式）に建築物調書（第 2 号様式）及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、次条第 1 項及び第 2 項の申請を行ったときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、駐車施設附置（変更）届出受理書（第 3 号様式）により届出者に通知するものとする。

(承認申請)

第 6 条 条例第 6 条の 2 第 2 項（条例第 6 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 6 条の 3 第 6 項又は第 9 条第 6 項の規定により承認を受け、又は承認を受けた事項を変更しようとする者は、駐車施設附置（変更）特例承認申請書（第 4 号様式）に自動車の駐車需要等に関する計画及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。

2 条例第 9 条第 3 項の規定により承認を受け、又は承認を受けた事項を変更しようとする者は、駐車施設附置（変更）特例承認申請書に建築物調書及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による申請がなされた場合において、当該申請を承認したときは駐車施設附置（変更）特例承認通知書（第 5 号様式）により、承認しないときは駐車施設附置（変更）特例不承認通知書（第 6 号様式）により申請者に通知するものとする。

(適用除外の非特定用途に供する建築物)

第 7 条 条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する建築物の全部又は一部を非特定用途に供する場合で、市長が特に必要がないと認めたその用途に供する建築物の部分は、次に定めるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。以下同じ。）又は学校の学生、生徒、児童若しくは幼児のための寄宿舎
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- (3) 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
- (4) その他建築物の性質上又は用途上駐車需要が生じないと認められる建築物

(工事完了の届出)

第 8 条 第 5 条第 2 項の規定による駐車施設附置（変更）届出受理書又は第 6 条第 3 項の規定による駐車施設附置（変更）特例承認通知書を受けた者は、駐車施設の設置の工事を完了したときは、速やかに工事完了届（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第9条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（第8号様式）とする。

(措置命令)

第10条 条例第14条第2項に規定する措置命令書は、第9号様式によるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成7年12月26日規則第90号）

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第11号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第56号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成12年3月15日規則第13号）

この規則は、平成12年3月21日から施行する。

附 則（平成12年10月2日規則第114号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年1月4日規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年2月23日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 51 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 19 年 12 月 19 日規則第 101 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 52 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 21 年 9 月 25 日規則第 69 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設（川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年条例第 54 号）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する特定自動車用駐車施設をいう。）であって市長が車いす使用者のために必要と認めるもの（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）又は現に新築、増築若しくは大規模の修繕等（同条例第 6 条に規定する大規模の修繕等をいう。）の工事に着手している建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない車いす使用者用駐車施設については、改正前の規則第 3 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 8 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 43 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例運用基準

平成 5 年 6 月 1 日

5 川都施第 84 号市長決裁

最近改正 令和 4 年 2 月 18 日

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 54 号。以下「条例」という。）の事務取扱については、条例及び川崎市建築物における駐車施設の附置義務条例施行規則（平成 5 年川崎市規則第 58 号。以下「規則」という。）に規定されているもののほか、次によるものとする。

1 建築物の共通用途部分の面積の取扱い

- (1) 条例第 4 条第 2 項の表の（1）の項に規定する用途又は共同住宅、長屋、寄宿舎若しくは下宿の用途（以下「共同住宅等の用途」という。）のうちの 2 以上の用途を有する建築物で、そのいずれの用途にも供される部分（以下「共通用途部分」という。）を有するものについて条例第 4 条から第 6 条までの規定により特定自動車用駐車施設の規模を算定しようとする場合は、当該共通用途部分の面積を条例第 4 条第 2 項の表の（1）の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分又は共同住宅等の用途に供する部分の床面積の割合に応じて按分し、当該按分して得た数値を同表の（1）の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分又は共同住宅等の用途に供する部分の床面積とみなし、それぞれに対応する用途に供する部分の床面積に加えるものとする。
- (2) 前号の規定は、荷さばき用駐車施設の規模を算定しようとする場合について準用する。この場合において、同号中「条例第 4 条第 2 項」とあるのは「条例第 6 条の 3 第 2 項」と、「条例第 4 条から第 6 条まで」とあるのは「条例第 6 条の 3 第 1 項から第 3 項まで並びに同条第 4 項で準用する第 5 条及び第 6 条」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「荷さばき用駐車施設」と、「同表の（1）の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分又は共同住宅等の用途に供する部分」とあるのは「条例第 6 条の 3 第 2 項の表の（1）の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分」と読み替えるものとする。
- (3) 第 1 号の規定は、特定自動二輪車用駐車施設の規模を算定しようとする場合について準用する。この場合において、同号中「条例第 4 条第 2 項」とあるのは「条例第 6 条の 4 第 2 項」と、「条例第 4 条から第 6 条まで」とあるのは「条例第 6 条の 4 第 1 項から第 3 項まで並びに同条第 4 項で準用する第 5 条及び第 6 条」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、「同表の（1）の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分又は共同住宅等の用途に供する部分」とあるのは「条例第 6 条の 4 第 2 項の表の（1）の項に掲げるそれぞれの用途に供する部分」と読み替えるものとする。

2 端数の取扱い

条例第 4 条から第 5 条まで並びに第 6 条の 3 及び第 6 条の 4 の規定により附置しなければならない駐車施設の規模を算定するにあたり、算出の過程において次に掲げる数値に小数点以下の端数が生ずるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる位を四捨五入するものとする。

- (1) 条例第4条第1項第1号の規定により非特定用途に供する部分の床面積に0.75を乗じて得た数値 小数点第3位
- (2) 前項の規定により共通用途部分を按分して得た数値 小数点第3位
- (3) 条例第4条第2項の規定により同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値 小数点第3位
- (4) 条例第4条第3項の規定により同項の表により算出して得た数値 小数点第6位
- (5) 条例第5条の規定により算出された床面積の合計数値 小数点第3位
- (6) 条例第6条の3第2項の規定により同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値 小数点第3位
- (7) 条例第6条の3第3項の規定により同項の表により算出して得た数値 小数点第6位
- (8) 条例第6条の4第2項の規定により同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値 小数点第3位
- (9) 条例第6条の4第3項の規定により同項の表により算出して得た数値 小数点第3位

3 荷さばき用駐車施設等の取扱い

- (1) 条例第6条の3第5項第3号に規定する荷さばき用駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認めるとは、敷地が1,000平方メートル未満のときする。
- (2) 荷さばきの用に供することができる場所には、条例第6条の2の2の規定により設置したものであることを記載した表示板を当該箇所の見やすい場所に設けなければならない。

4 特殊装置について

- (1) 特殊装置を設置する場合には、条例第10条に規定する届出若しくは変更の届出又は条例第9条第3項に規定する承認若しくは変更の承認申請の際に、国土交通大臣の認定書の写しを添付させること。
- (2) 特殊装置を用いる場合は、当該装置に幅1.85メートル、長さ5.00メートル以上の自動車（特定自動二輪車を除く。この号において同じ。）が附置義務台数の30パーセント以上収容できるもので、総駐車台数の残り部分について、幅1.70メートル、長さ4.70メートル以上の自動車が収容できるものでなければならない。

5 駐車施設の位置、構造等の技術基準

- (1) 条例第8条第6項に規定する駐車施設の位置、構造等の技術基準は、次に定めるとおりとする。
 - ア 駐車施設の出入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。
 - (ア) 幅員6メートル（自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル未満の駐車施設にあっては4メートル）未満の道路。ただし、駐車施設（路外駐車

場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 平方メートル以上のものを除く。) を附置しなければならない建築物の敷地と道路との接する部分に出入口を設けた場合で、当該接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が 6 メートル (自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 平方メートル未満の駐車施設にあっては、4 メートル) 以上となる幅員を有する公共の用に供する空地を敷地内に設け、通行の安全に寄与する整備を行ったときは、この限りでない。

(イ) 幅員が 6 メートル以上の道路 ((ア)ただし書きに規定する空地については、道路とみなす。) の交差点又は曲がり角 (その内角が 120 度を超えるものを除く。) から 5 メートル以内の道路

(ウ) 踏切から 10 メートル以内の道路

(エ) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

(オ) 乗合自動車の停留所を表示する表示板又は表示柱が設けられている位置から 10 メートル以内の道路

(カ) 横断歩道橋の昇降口から 5 メートル以内の道路

(キ) 児童公園、小学校、特別支援学校、幼稚園又はその他これらに類するものの出入口から 10 メートル以内の道路

(ク) 橋

イ 車路の幅員は、5.5 メートル (自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 平方メートル未満の駐車施設にあっては 5 メートル) 以上、一方通行の場合にあっては 3.5 メートル (自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 平方メートル未満の駐車施設にあっては 3 メートル) 以上とし、自動車が円滑かつ安全に走行することができる構造でなければならない。ただし、特定自動二輪車用駐車場又は駐車場のうち専ら特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の車路の幅員は、3.5 メートル以上、一方通行の車路の幅員は 2.25 メートル以上としなければならない。

ウ 自動車の出口付近の構造は、当該出口から 2 メートル後退した自動車の車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行するものの存在を容易に確認できるものでなければならない。ただし、特定自動二輪車用駐車場又は駐車場のうち専ら特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の出口付近の構造は、当該出口から 1.3 メートル後退した車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行するものの存在を容易に確認できるものでなければならない。

エ 自動車の駐車の用に供する部分と道路との間に前面空地を設けずに道路に接して自動車の駐車の用に供する部分を設置することは、原則として認めないこと。ただし、やむをえない場合で、周囲の状況等から自動車の通行上支障がないと認められるときは、原則として 2 台までの設置を認めるものとする。

(2) 前号アからウまでの規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

ア 自動車の駐車の用に供する部分の面積が 50 平方メートル以内のとき。

イ 周囲の状況、敷地の状況又は建築物の構造等からやむをえない場合で、自動車の通行上特に支障がないと認められるとき

6 隔地駐車場の取扱い

(1) 隔地駐車場を認める場合の該当要件

条例第 9 条第 1 項に規定する建築物の構造又は当該建築物の敷地の状態から当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置することができないと市長が認める場合は、次に定めるとおりとする。ただし、別図 1 に示す範囲内の建築物については、次号のとおりとする。

ア 建築物の増築又は大規模の修繕等をする場合で、当該建築物の構造上、駐車施設の附置が不可能又は極めて困難である場合

イ 敷地の接する道路に自動車の出入口を設けることが、法令等により禁止されている場合

ウ 敷地の接する道路の交通規制により自動車の出入りが禁止されている場合又は当該道路の交通事情等から駐車施設を設けることが適当でないと認められる場合

エ 敷地の形態が著しく不整形又は間口若しくは敷地が狭小で駐車施設の附置が不可能又は極めて困難である場合

(2) 別図 1 に示す範囲内の建築物における隔地駐車場を認める場合の該当要件

ア 通りと接する敷地内に商業店舗等の設置や歩行者の憩いの場となるような設備等の設置など地域に配慮した空間づくりを行うよう努めること

(3) 隔地駐車場の条件

条例第 9 条の規定により駐車施設を附置すべき建築物の敷地外に駐車施設の設置を認める場合は、次の条件によるものとする。

ア 隔地駐車場は、建築物以外の駐車施設にあっては他の用途への転用が容易であるので、原則として認めないこと。

イ 隔地駐車場は原則として、駐車施設を附置すべき者が所有するものでなければならない。ただし、地区の特殊性等によりこれによりがたい場合で、次の要件を満たす場合には、既存の駐車場を賃借等して利用することを認めるものとする。

(ア) 自走式駐車場にあっては、駐車位置が確定していること。

(イ) 長期間の賃借期間が設定されていること。(原則として 10 年間以上の契約期間とする。)

(ウ) 都市計画駐車場でないこと。

(エ) 路上自動二輪車駐車場でないこと。

(オ) 別図 1 に示す範囲内の建築物においては、隔地駐車場の場所が、バリアフリー基本構想の特定経路等や、その他関連計画等の内容から設置が望ましくない場所でないこと。

ウ 駐車施設を附置すべき者が附置義務台数を超えて自己所有の隔地駐車場を設けた場合は、超えた部分は原則として一般公共の用に供する時間貸しの駐車場として開放すること。

エ 隔地駐車場を認める場合においても、原則として荷捌き用の駐車場等は駐車施設を附置すべき建築物又はその敷地内に必要な台数を確保すること。

オ 隔地駐車場には、当該駐車場が条例第 9 条に規定する隔地駐車場であること、駐車場を附置すべき建築物の名称並びに位置、台数及び市長の承認年月日を記載した縦 20 センチメートル、横 40 センチメートル以上の金属性の表示板を当該駐車場の見やすい場所に設けなければならない。

カ 隔地駐車場の設置を認めたときは、駐車場を附置すべき者から当該隔地駐車場の管理状況及び使用状況を毎年報告させること。

(4) 隔地駐車場の申請

隔地駐車場を申請する場合には、規則第6条第1項に規定する駐車施設附置（変更）特例承認申請書により申請させること。なお、駐車施設を賃借等する場合には契約書の写しを添付させること。

7 附置の特例の取扱い

(1) 条例第6条の2第1項及び第2項（第6条の4第4項において準用する場合を含む。）並びに第6条の3第5項（第2号及び第3号を除く。）及び第6項並びに第9条第5項及び第6項に規定する自動車の駐車需要に応じた駐車施設の台数の規模とすることを認める場合は、次の条件によるものとする。

- ア 施設の利用実態から想定される駐車台数以上を附置したものであること。
- イ 原則の附置義務台数の駐車施設を整備することができる空地等があること。
- ウ 施設利用者等への公共交通機関の利用促進及び自動車の利用抑制に資すると判断される取組が行われるものであること。
- エ 駐車施設の所有者又は管理者は当該駐車施設の管理状況及び使用状況を毎年報告すること。

8 届出等の添付図面

- (1) 規則第5条第1項に規定する駐車施設附置（変更）届出書に添付する図面は別表第1に掲げるものとする。
- (2) 規則第6条第1項に規定する駐車施設附置（変更）特例承認申請書に添付する図面は別表第2に掲げるものとする。

9 適用除外の取扱い

条例の規定に基づき附置しなければならない駐車施設の台数を条例第4条第4項の規定に基づき算定する場合に、次の用途に供する建築物の部分については、規則第7条第4号に規定する建築物の性質上又は用途上駐車需要が生じないと認められる建築物の部分であるとして適用除外とができる。

- (1) 床面積が36平方メートル未満の住戸又は住室を有する共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物にあっては、床面積が36平方メートル未満の住戸又は住室の数に3分の2を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときはこれを切り下げる。）の住戸又は住室の部分
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項にいうサービス付き高齢者向け住宅事業並びにこれらに類する高齢者向け住宅の用に供する建築物にあっては、住戸又は住室の数に10分の7を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときはこれを切り下げる。）の住戸又は住室の部分
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の学生のための寄宿舎その他これに類する用に供する建築物にあっては、住戸又は住室の数に5分の2を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り下げる。）の住戸又は住室の部分

(4) 居住者等を会員とするカーシェアリング制度を導入する共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物であって、適切な運用計画が立てられているものについては、住戸又は住室の数に 5 分の 1 を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときはこれを切り下げる。）の住戸又は住室の部分

10 適用除外の承認申出等

- (1) 条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定による駐車施設附置の適用除外に該当するか否の判定に当たっては、建築物の新築、増築、大規模の修繕等をしようとする者から別紙の駐車施設附置適用除外承認申出書を提出させるものとする。
- (2) 適用除外（規則第 7 条第 4 号の規定によるものを除く。）を承認する場合においても、荷捌き又は施設補修等のための特定自動車用駐車施設は確保させること。

附 則

この基準は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に存する建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない特定自動車用駐車施設（川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年条例第 54 号）第 2 条第 2 項第 2 号に規定する特定自動車用駐車施設をいう。）であって市長が車いす使用者のために必要と認めるもの（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）又は現に新築、増築若しくは大規模の修繕等（同条例第 6 条に規定する大規模の修繕等をいう。）の工事に着手している建築物若しくは当該建築物の敷地内に附置しなければならない車いす使用者用駐車施設については、改正前の基準第 3 条第 1 号及び第 4 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設 建築物の場合	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置
	配置図	縮尺(1/200以上)、方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置
	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
	立面図	縮尺(1/200以上)(2面以上)
	断面図	縮尺(1/200以上)、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配
建築物	配置図	縮尺(1/200以上)、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り並びに各室の用途(次に示す色により用途毎に色分け)及び床面積表 用途別に定める色 ① 百貨店その他の店舗又は事務所 →桃色 ② ①以外の特定用途 →緑色 ③ 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿 →黄色 ④ ③以外の非特定用途 →橙色 ⑤ 共通用途部分(共通となる用途を明示すること) →青色

(注) 条例第8条第5項に規定する特殊な装置を用いるときは、当該装置の仕様を明示した図面を用いること。

駐車施設又は建築物のいずれか一方の図面に、明示すべき事項の全てが記載されているときは、当該一方の図面で足りる。

別表第2

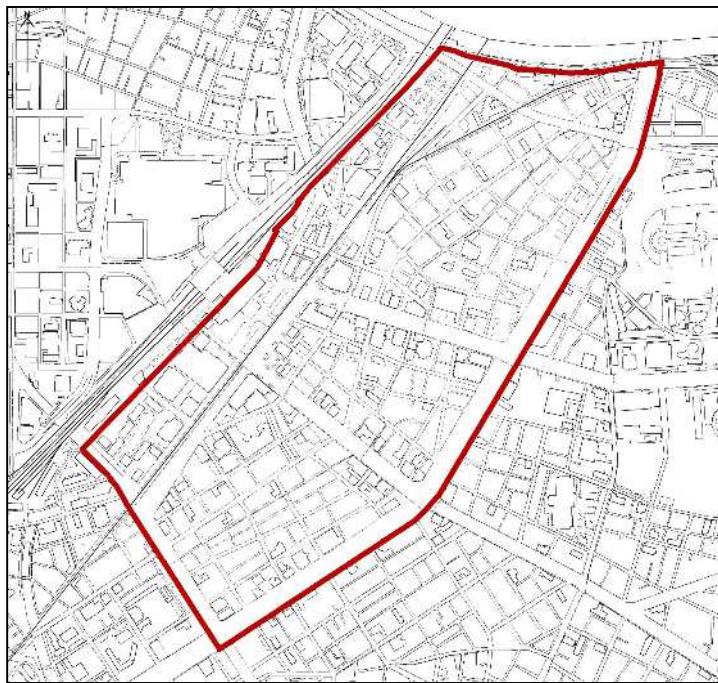
図面の種類		明示すべき事項
駐車施設 建築物の場合	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置並びに条例第9条第3項の規定による申請にあっては、建築物の位置及び駐車施設との距離
	配置図	縮尺(1/200以上)、方位、位置、規模、出入口、車路及びその幅員、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに交差点、横断歩道、停留所等の位置
	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及びその幅員並びにその他の主要な施設
	立面図	縮尺(1/200以上)(2面以上)
	断面図	縮尺(1/200以上)、はり高、各部の長さ及び傾斜部の勾配
建築物	配置図	縮尺(1/200以上)、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺(1/200以上)、方位、間取り並びに各室の用途(次に示す色により用途毎に色分け)及び床面積表 用途別に定める色 ① 百貨店その他の店舗又は事務所 →桃色 ② ①以外の特定用途 →緑色 ③ 共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿 →黄色 ④ ③以外の非特定用途 →橙色 ⑤ 共通用途部分(共通となる用途を明示すること) →青色

(注) 条例第8条第5項に規定する特殊な装置を用いるときは、当該装置の仕様を明示した図面を用いること。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別図 1



川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

関 係 資 料 集

発行 令和4年4月

編集 川崎市まちづくり局交通政策室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-2032 E メール : 50kousei@city.kawasaki.jp